

香美市告示第48号

香美市地域猫活動支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

香美市長 依光 晃一郎

香美市地域猫活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）第3条に基づき、飼い主のいない猫の増加を防止することにより、地域住民の快適な生活環境の保全を図り、もって、人と動物の共生する社会の実現に資するため、地域猫活動を行う団体等に香美市地域猫活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、次の各号に定める。

- (1) 飼い主のいない猫 本市に生息する猫のうち所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術等 雌猫に対する卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術、雄猫に対する睾丸摘出手術並びに手術済みであることを示すための耳先端部へのV字カットを実施することをいう。
- (3) 地域猫活動団体 本市の自治会等の地域自治組織又はそれらの連合、集落活動センター、あるいは地域猫活動が行われる地域内住民を代表（成人の者）とする住所及び世帯が異なる3人以上で構成され、地域猫活動を行う団体。ただし、観光地等の居住区域外での活動を行う場合は、当該地域外住民で構成された団体も差し支えない。
- (4) 地域猫活動 地域猫活動団体が、地域に住む住民の十分な理解の下、飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を行い、給餌・給水、給餌・給水場及びトイレの設置、清掃等衛生管理並びに猫の遺棄対策等を実施することで、人と動物の調和のとれた共生社会を目指す一連の活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、地域猫活動を行う団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域猫活動を行う事業とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費で別表に掲げるものとする。

2 補助金額は、予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費又は別表に定める補助限度額のいずれか少ない方の額を上限とする。

（補助の対象となる動物病院）

第6条 補助金の交付は、市が犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付事務委託契約を締結している高知県獣医師会に属する動物病院等で実施する不妊去勢手術に対して行うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、香美市地域猫活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 支出予算調書（様式第2号）
- (2) 香美市地域猫活動対象猫一覧（様式第3号）
- (3) 香美市地域猫活動団体等構成員名簿（様式第4号）
- (4) 香美市地域猫活動等の活動範囲を示した地図（任意様式）
- (5) 香美市地域猫活動 同意書（土地使用）（様式第5号）
- (6) 香美市地域猫活動計画書（様式第6号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、同一の補助対象者において1回限りとする。ただし、補助対象事業の進捗状況により市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定し、香美市地域猫活動支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(変更承認等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更又は中止（以下「変更等」という。）しようとするときは、あらかじめ香美市地域猫活動支援補助金変更等申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 支出予算変更調書（様式第9号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、香美市地域猫活動支援補助金変更等承認（否認）通知書（様式第10号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助対象事業の一部を実施し、補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、当該年度の3月末日までに、香美市地域猫活動支援補助金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 支出内訳書（様式第12号）

(2) 香美市地域猫活動実施済野良猫一覧（様式第13号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、香美市地域猫活動支援補助金額確定通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、香美市地域猫活動支援補助金交付請求書（様式第15号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、補助事業について必要があると認めるときは、1回に限り補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、香美市地域猫活動支援補助金概算払請求書（様式第16号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められたとき。
- (5) 補助事業を中止したとき。
- (6) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用できるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、香美市地域猫活動支援補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（調査等）

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

	区分	補助対象経費	補助限度額	
1	不妊去勢手術	不妊去勢手術費（耳カットの費用を含む。）	1団体1申請当たり 1匹当たり	250,000円 15,000円
2	啓発活動及び飼養管理活動等	チラシ作成費、啓発用品費、ボランティア保険料、エサ代、猫用食器、猫トイレ、糞尿用砂、掃除用具等	1団体1申請当たり	50,000円